



「ふちゅうママパパ応援隊」についての Q&A

Q1 新しい制度になって、何が変わったのですか？

A1 具体的には次のことが変わります。

変更点	旧	新
事業名	産前産後家庭サポート事業	産前産後家事・育児支援事業 「ふちゅうママパパ応援隊」
利用できる 時間数(日数)	(単胎児) 妊娠中～1歳の誕生日の前日まで:10日間 *妊娠期加算:5日間 (多胎児) 妊娠中～出産後2か月まで:10日間 出産後3か月～1歳の誕生日の前日まで :15日間 1歳～3歳の誕生日の前日まで:12日間 *1日の最大利用時間は4時間	(単胎児) ・第1子 妊娠中～1歳の誕生日の前日まで: 80時間 ・第2子以降 妊娠中～1歳の誕生日の前日まで:100時間 (多胎児) 妊娠中～1歳の誕生日の前日まで:120時間 1歳～2歳の誕生日の前日まで :90時間 2歳～3歳の誕生日の前日まで:60時間
利用できる 事業者数	3か所	●応援券対応事業者 3か所 ●助成金交付対象事業者 約15か所
利用できる時間等	・1日最大4時間まで ・1日2回まで ・利用できる時間帯は午前8時～午後6時	・1日の最大時間の制限はなくなります。 ・1日の利用回数の制限はなくなります。 *各事業者のサービス提供の状況に併せてご利用いただけます。 ・利用できる時間帯は、 ●応援券対応事業者:午前8時～午後6時 ●助成金交付対象事業者:事業者のサービス提供状況に併せて利用可能ですが、午前7時～午後7時が助成対象となります。
チケット制		「ふちゅうママパパ応援隊」に申込後、決定通知書とチケット「ふちゅうママパパ応援券」を送付します。サービス利用時または、償還払いの申請時に必要になります。

利用料の 支払い方法	サービス利用後、自己負担分を事業者に支払う	支払方法が2種類になりました。 ● 応援券対応事業者を利用の場合：従来と同じですが、利用時間分の応援券を渡してください。 ● 助成金交付対応事業者を利用の場合：サービス利用後、一旦利用料の全額を支払います。その後、市に助成の申請をすると、上限2,000円までを返金します(償還払い方式)。
利用料金 (1時間あたり)	① 生計中心者が児童手当の所得制限額未満:500円 ② 生計中心者が児童手当の所得制限額以上:700円 ③ 生活保護・非課税世帯:0円	● 応援券対応業者 ① 課税(父と母):200円(利用者負担金) ② 生活保護・非課税(父と母):0円 ● 助成金交付対象事業者 事業者により異なります。 ① 課税(父と母) 1時間あたり200円(利用者負担金)+助成限度額を超えた額 1時間あたりの利用料が2,200円未満の場合、200円(利用者負担金) ② 生保・非課税(父と母): 1時間あたり200円(利用者負担金)を助成します。
利用料以外の自己負担金	利用料以外の自己負担金はなし	利用される事業者により、初回登録料や入会金、手数料等が発生します。
対象者	ママのみ	ママとパパが対象です。
利用条件	(単胎) ・ ママ以外に家事や育児をする方がいない家庭 ・ 生後4か月以降はママや乳児の体調不良・健診の付き添い等のみ (多胎) ・ ママ・パパ以外に家事、育児をする方がいない家庭	単胎、多胎ともに、対象年齢であれば利用できます。(生後4か月以降の体調不良等の条件はなくなります)
多胎の利用日数の繰り越し	対象年齢内の残日数を繰り越すことができる。	繰り越しができません。

Q2 償還払い方式ってどのようなものですか？

A2 サービスをご利用後、サービスにかかった費用を一旦全額負担していただきます。後日、市へ申請していただくと、助成金の上限額(2,000円/1時間あたり)までを返金するものです。

Q3 応援券対応事業者と助成金交付対象事業者の違いは何ですか？

A3 応援券対応事業者は、府中市内の事業者(NPO 法人みもぞ、NPO 法人ぼぼ、シルバー人材センターの3か所になります。ふちゅうママパパ応援券と1時間あたり200円の利用料(登録料と状況に応じ交通費あり。)でご利用いただけます。助成金交付対象事業者は、前述の3か所以外の事業者で、サービスにかかった費用を一旦全額お支払いいただき、後日市に申請し、助成金(利用料の上限2,000円/時間までを助成します。)を受け取っていただく償還払い方式で利用できる事業者です。

Q4 実際に1時間あたりの利用料金はいくらになりますか？(課税の方)

A4 ・応援券対応事業者を利用した場合。
1時間あたり200円の利用料となります。

・助成金交付対象事業者を利用した場合。
事業者に応じて、1時間あたりの利用料が異なります。

(例) 事業者①1時間あたりの利用料が2,500円の場合

→2,000円/時間を助成し、500円が自己負担分となります。

事業者②1時間あたりの利用料が1,500円の場合

→1,300円/時間を助成し、200円が自己負担分となります。

事業者③1時間あたりの利用料が2,100円の場合

→1,900円/時間を助成し、200円が自己負担分となります。

Q5 従来の産前産後家庭サポート事業で残っている時間数はどうなるのですか？

A5 今までご登録いただいていた方については、残日数を(令和3年6月30日時点で)1日4時間として計算し(1日の最大利用時間数が4時間のため)、ふちゅうママパパ応援隊で増えた時間数を足した分をご利用いただけます。

【単胎】

・第1子の場合

残日数×4時間(最大4時間/日)+20時間(ふちゅうママパパ応援隊で増えた時間数)

・第2子以降の場合

残日数×4時間(最大4時間/日)+40時間(ふちゅうママパパ応援隊で増えた時間数)

(例) 第1子のお子様で、出産後8日間利用していた場合、現制度で出産後1歳の誕生日の前日まで10日間のため、残日数は10日ー8日で2日間、ふちゅうママパパ応援隊で付与される時間数が20時間のため、上記の計算式にあてはめ、2日×4時間+20時間=28時間を7月以降ご利用いただけます。

【多胎】

利用した時期(何歳の時に利用したか。)を確認し、年齢に応じた残日数とふちゅうママパパ応援隊で増えた時間数を足した分をご利用いただけます。

・妊娠中～1歳の誕生日の前日までの方

残日数×4時間+20時間(ふちゅうママパパ応援隊で増えた時間数)

・1歳～2歳の誕生日の前日までの方

残日数×4時間+66時間(ふちゅうママパパ応援隊で増えた時間数)

・2歳～3歳の誕生日の前日までの方

残日数×4時間+36時間(ふちゅうママパパ応援隊で増えた時間数)

(例)生後6か月の双子。生後3か月までに10日間利用していた場合、従来の事業で、妊娠中から出産後2ヶ月まで10日間+出産後3か月目から1歳の誕生日の前日まで15日間利用できるため、残日数は25日—10日=15日間。ふちゅうママパパ応援隊で付与される時間数が20時間となるため、上記の計算式にあてはめ、15日×4時間+20時間=80時間を7月以降ご利用いただけます。

※ 継続申請をされた方には、6月末にふちゅうママパパ応援隊で付与される時間数分の応援券を送付します。繰り越しの日数については、6月30日までの利用日数を計算して応援券と一緒に7月以降に送付します。

Q6 利用する事業者はどこでもいいのですか？

A6 事業者一覧に記載されている事業者の中で、ご自由に選択していただくことができます。事業者によってサービス内容も異なりますので、詳細については事業者に直接ご確認の上ご利用ください。

Q7 出産後4か月以降でも、体調不良等の理由がなくても利用できますか？

A7 できます。

Q8 産後ドゥーラは利用できますか？

A8 利用できます。事業者一覧に記載されているドゥーラや事業者によりドゥーラが登録されている場合があり、利用いただくことができます。産後ドゥーラとは、産前産後のお母さんに寄り添い、家事や育児をサポートする産後ケアの専門家です。産後のお母さんの要望に応じて、買い物、料理、掃除、洗濯・・・等の家事や沐浴、おむつ替え、寝かしつけ等赤ちゃんのお世話、育児相談や「大人と会話したい。」という時に世間話の相手もしてくれる等ママの心強いサポーターです。